

# 前回(第3回)関係県会議における ご意見に対する関東地方整備局の考え方

平成31年3月25日

国土交通省 関東地方整備局

番号	頂いたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-2	骨子
			ページ	章節
1	・早期に河川整備計画を策定し、計画的な河川整備を実施すべき。	・河川整備計画を速やかに策定し、これに基づく適切な整備等に努めてまいります。		
2	・真岡市内の無堤区間において治水対策を検討すべき。	・ご意見を踏まえ、真岡市内の無堤区間における治水対策については、骨子「3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要」に、連続した堤防の整備や河道掘削等による洪水防御だけでなく、関係機関や地域住民と連携・調整を図りながら、効率的に災害の発生の防止又は軽減を図る対策等を検討し実施する旨を記載しました。	5	3.1
3	・策定にあたっては、地元市町村や住民に意見を聴取すべき。	・小貝川河川整備計画の策定にあたっては、今後、原案を公表し、関係住民等への意見募集及び公聴会を開催して幅広くご意見を伺って策定してまいります。  ・策定の際には、河川法の第16条の2の第5項に基づく関係県知事の意見聴取時に、県知事が意見を述べようとするときにあらかじめ関係市町村長の意見を聞くこととなっております。		